

神戸市一般廃棄物処理業者等に対する行政処分要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3、第7条の4、第9条の2及び第9条の2の2に係る許可の取消し等、並びに神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月31日神戸市条例第57号。以下「条例」という。）第15条の2に係る事業の停止、第21条第5項に係る市の廃棄物処理施設（以下「市処理施設」という。）への搬入の停止、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則（平成5年3月31日神戸市規則第113号。以下「規則」という。）第15条の9に係る指定の取消し（以下「行政処分」という。）を行う場合の基準を定め、もって行政処分の公正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる定義は、法及び条例による外、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処 理 業 者 神戸市長（以下「市長」）から法第7条第1項又は第6項の一般廃棄物処理業の許可を受けた者
- (2) 設 置 者 市長から法第8条第1項の許可を受けた者
- (3) 指 定 業 者 市長から法施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の指定（以下「指定」）を受けた者
- (4) 事 業 者 市処理施設に自らその一般廃棄物を搬入する者
- (5) 違 反 行 為 法若しくは法に基づく処分に違反した行為、条例若しくは条例に基づく処分に違反した行為又は規則に違反した行為
- (6) 犯 罪 行 為 刑法違反及びその他の刑罰法規に違反する行為
- (7) ふさわしくない行為 公衆に迷惑をかけるような粗野若しくは乱暴な言動などの非行行為
- (8) 反 則 行 為 許可業務等を行うにあたっての道路交通法（昭和35年法律第105号）第125条に規定する交通違反行為及びふさわしくない行為
- (9) 違 反 行 為 等 違反行為、犯罪行為又は反則行為
- (10) 役 員 等 当該処理業者又は当該法人の役員、管理監督責任者若しくは経営に実質的に関与している者

(行政処分の対象)

第3条 この要領は、行政指導だけでは法の目的を達成できないと認められる場合における、処理業者、設置者又は指定業者が行った違反行為等並びに事業者が行った条例第21条第5項に該当する行為を対象とする。

(行政処分の種類)

第4条 この要領により基準を定める行政処分は、処理業者にあつては処理業の許可の取消し及び事業の全部又は一部停止命令並びに市処理施設への搬入の停止命令、設置者にあつては当該施設の設置許可の取消し及び使用の全部停止命令又は一部事業停止命令、指定業者にあつては指定の取消し、事業者にあつては市処理施設への搬入の停止命令とする。

(許可の取消し又は指定の取消し)

第5条 処理業者及び設置者に対する許可の取消しに該当する違反行為は、別表第1の処分事由欄に掲げるとおりとする。

- 2 処理業者又は設置者が別表第4の処分事由欄に該当する場合で、当該処分事由に該当することがなくなるような施設の改善その他の必要な措置（以下「改善等」という。）が不可能であると認められる場合には、許可を取消すことができるものとする。
- 3 指定業者が別表第2の処分事由欄に該当する違反行為を行った場合には指定を取消すことができるものとする。

- 4 第10条の報告義務違反、第11条の立入調査の拒否又は忌避に該当する場合については、悪質性が高く又は繰り返される場合など情状が特に重いと市が認めたときは、処理業者及び設置者の許可を取消すものとする。また第14条第2項に該当する場合（直近の行政処分の対象となる行為が違反行為の場合に限る。）も同様とする。

（事業の停止）

第6条 事業の停止命令は、処理業者が別表第3又は別表第4の処分事由欄に該当する違反行為若しくは別表第5の処分事由欄に該当する違反行為等を行った場合に行うことができるものとする。

2 事業の停止期間は、別表第3の処分事由欄に該当する違反行為又は別表第5の処分事由欄に該当する違反行為等については同表の停止期間欄に掲げる日数とし、別表第4の処分事由欄に該当する違反行為については改善等に要する期間とする。

3 別表第3及び別表第5に係る事業の停止の範囲について、次の各号のいずれかに該当する場合は全部とする。

- (1) 違反行為等を行った者が当該処理業者若しくは当該法人の役員又は管理監督責任者であるとき、並びにこれらの者が当該非行行為に関与していると認められるとき。
- (2) 従業員が違反行為等を行った場合で、役員等が指導監督に適正を欠いていたとき。
- (3) 従業員の違反行為等を知り得たにもかかわらず、役員等がその事実をいんぺいし、又は黙認したとき。

（反則行為に関する処理手続の特則）

第7条 神戸市（以下「市」）が認めた反則行為の累積回数が、過去3年間に3回を超える反則行為であるときは、直近の該当反則行為車両を前条第1項の事業停止とする。ただし、道路の状況その他の事情によりやむ得ないと認められるときは、この限りではない。

2 反則行為の累積回数の計算は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通行禁止違反（逆走）、乗車積載方法違反（ステップ乗車）は、それぞれ1回毎に反則行為2回として数えることとし、その他の反則行為は、その行為毎に反則行為1回に数える。
- (2) ふさわしくない行為を市が信用失墜行為として認めたときは、反則行為1回に数える。

（施設の使用の停止）

第8条 一般廃棄物処理施設の使用停止命令は、設置者が別表第3又は別表第4の処分事由欄に該当する違反行為を行った場合に行うことができるものとする。

2 施設の使用の停止期間は、別表第3の処分事由欄に該当する違反行為については、同表の停止期間欄に掲げる日数とし、別表第4の処分事由欄に該当する違反行為については、改善等に要する期間とする。

（市の処理施設への搬入の停止）

第9条 処理業者又は事業者が条例第21条第5項に規定する違反行為を行ったときは、処理業者又は事業者に対して市処理施設への搬入を10日間停止することができるものとする。

（報告の徴収）

第10条 法第18条第1項及び条例第52条第2項による報告徴収において、明示的あるいは黙示的に報告を拒否する場合のみならず、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的な報告の拒否と判断される場合には、報告義務違反として取り扱うものとする。

（立入検査）

第11条 法第19条第1項及び条例第19条第1項による立入検査において、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど実質的に拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避として取り扱うものとする。

（複数違反に対する取扱い）

第12条 別表第3又は別表第5に掲げる複数の処分事由に該当する場合には、当該違反行為等に適用される停止期間をそれぞれ加算することができるものとする。

(軽減の対象)

第13条 違反行為等を行った場合において、それが次の各号のいずれかに該当すると市が認めたときは、前7条の規定にかかわらず、軽減することができる。

- (1) 違反行為等について、処理業者、設置者、指定業者又は事業者の責めに帰す事由がないとき
- (2) 違反行為等について、自主的な改善措置を速やかに講じるなど情状酌量の余地があると認められるとき
- (3) その他行政処分を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき

2 法第7条の4第2項に該当する許可の取消しの場合の軽減については、停止日数を90日以下の全部事業停止命令にすることができる。

(加重の対象)

第14条 違反行為等を行った場合において、それが次の各号のいずれかに該当すると市が認めたときは、事業の停止期間を加重することができる。この場合の加重期間は、当該停止期間の2分の1を目途とする。

- (1) 違反行為等の結果、生活環境保全上支障が生じたとき
- (2) 違反行為等に関係した廃棄物が極めて大量であったとき
- (3) 違反行為等が長期にわたり継続したとき
- (4) 当該行為がなされた日の5年前までの期間において、違反行為等が繰り返し行われているとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政処分を加重するに足りる相当の理由があるとき

2 前項の規定にかかわらず、当該行為がなされた日の5年前までに行政処分を受けているときは、事業停止の期間を90日以下にすることができる。この場合において、事業停止の範囲は、第6条第3項の規定にかかわらず、全部にすることができる。

(改善指示、警告)

第15条 適正処理の確保を図るため必要があると認められる場合には、文書による改善指示又は警告を行うことができるものとする。

(行政処分の手続)

第16条 行政処分を行うときは、この要領の規定によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）及び神戸市行政手続条例（平成8年条例第48号）の規定によるものとする。

(許可の取消し等の内容の決定)

第17条 市長は、この要領の規定により処分を行う場合には、一般廃棄物処理業者に関する検討委員会を開催し、処分内容について意見を聞くことができる。

(公表)

第18条 この要領の規定により行政処分を行ったときは、原則として公表するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行前にした違反行為等は従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 許可の取消し（第5条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係）

No	処分事由	関係条文
1	(無許可営業) 法第7条第1項若しくは第6項の規定に違反して、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分、規則第15条の2の規定に違反して再生利用を業として行ったとき。	法第25条第1項第1号
2	(不正手段による営業許可取得) 不正の手段により、法第7条第1項若しくは第6項の許可、規則第15条の3の指定を受けたとき。	法第25条第1項第2号
3	(無許可事業範囲変更) 法第7条の2第1項又は規則第15条の5の規定に違反して、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業並びに再生利用の事業を行ったとき。	法第25条第1項第3号
4	(不正手段による事業範囲変更許可取得) 不正の手段により法第7条の2第1項の変更の許可又は規則第15条の5の変更の場合の指定を受けたとき。	法第25条第1項第4号
5	(事業停止命令違反・措置命令違反) 法第7条の3、第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。	法第25条第1項第5号
6	(委託基準違反) 法第6条の2第6項の規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託したとき。	法第25条第1項第6号
7	(名義貸しの禁止違反) 法第7条の5の規定に違反して、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行なわせたとき。	法第25条第1項第7号
8	(施設無許可設置) 法第8条第1項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を設置したとき。	法第25条第1項第8号
9	(不正手段による施設設置許可取得) 不正の手段により法第8条第1項の許可を受けたとき。	法第25条第1項第9号
10	(施設無許可変更) 法第9条第1項の規定に違反して、第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更したとき。	法第25条第1項第10号
11	(不正手段による施設変更許可取得) 不正手段により法第9条第1項の変更の許可を受けたとき。	法第25条第1項第11号
12	(無確認輸出) 法第10条第1項の規定に違反して、一般廃棄物を輸出したとき。	法第25条第1項第12号
13	(不法投棄) 法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てたとき。	法第25条第1項第14号
14	(不法焼却) 法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却したとき。	法第25条第1項第15号
15	(指定有害廃棄物の処理禁止違反) 法第16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をしたとき。	法第25条第1項第16号
16	(無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂) 法第10条第1項、第16条及び第16条の2に係る罪の未遂。	法第25条第2項
17	(委託基準違反、再委託禁止違反) 法第6条の2第7項、第7条第14条の規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託したとき	法第26条第1号
18	(施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反) 法第9条の2、第19条の3の規定による命令に違反したとき。	法第26条第2号

19	(施設無許可譲受け・無許可借受け) 法第9条の5第1項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けたとき。	法第26条第3号
20	(無許可輸入) 法第15条の4の5第1項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入したとき。	法第26条第4号
21	(輸入許可条件違反) 法第15条の4の5第4項の規定により許可に付せられた条件に違反したとき。	法第26条第5号
22	(不法投棄・不法焼却目的収集運搬) 法第25条第1項14号又は15号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。	法第26条第6号
23	(無確認輸出予備) 法第25条第1項12号の罪を犯す目的でその予備をしたとき。	法第27条
24	(欠格条項該当) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。	

別表第2 指定の取消し（第5条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係）

No	処分事由
1	指定業者が規則第15条の3第1項又は第2項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
2	指定業者が規則第15条の4の規定により再生利用業の指定に付した条件に違反したとき。
3	不正の手段により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条2号又は第2条の3第2号の指定を受けたとき。
4	規則第15条の5の規定に違反して一般廃棄物の再生利用の事業を行ったとき。
5	不正の手段により規則第15条の5の変更の場合の指定を受けたとき。

別表第3 事業の停止、施設の使用停止（第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、
第13条、第14条関係）

No	処分事由	関係条文	停止期間
1	(施設使用前検査受検義務違反) 法第8条の2第5項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用したとき。	法第29条第2号	60日
2	(帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反) 法第7条第15項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は法第7条第16項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。	法第30条第1号	30日
3	(業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出) 法第7条の2第3項、第9条第3項若しくは第4項又は第9条の7第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	法第30条第2号	
4	(施設定期検査拒否・妨害・忌避) 法第8条の2の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	法第30条第3号	
5	(維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反) 法第8条の4の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかったとき。	法第30条第4号	
6	(報告義務違反、虚偽報告) 法第18条の規定による報告（情報処理センターに係るものを除く。）をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	法第30条第6号	
7	(立入検査拒否・妨害・忌避) 法第19条第1項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	法第30条第7号	
8	(技術管理者設置義務違反) 法第21条第1項の規定に違反して、技術管理者を置かなかったとき。	法第30条第8号	
9	(許可条件違反) 法第7条第11項又は第8条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。		10日
10	(手数料上限規定違反) 法第7条第12項の規定に違反して、条例で定める収集及び並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき。		
11	(その他の違反行為) 別表第1、別表第4、又は上記に掲げるもの以外の違反行為をしたとき。		
12	(事故時応急措置命令違反) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。	法第29条第7号	応急措置に必要な期間

別表第4 許可の取消、事業の停止、又は施設の使用停止（第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条関係）

No	処分事由
1	<p>(処理業者の能力基準不適合)</p> <p>処理業者のその事業の用に供する施設又は処理業者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p>
2	<p>(施設の構造・維持管理基準不適合)</p> <p>一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法第8条の2第1項第1号若しくは法第8条の3に規定する技術上の基準又は一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき。</p>
3	<p>(設置者の能力基準不適合)</p> <p>設置者の能力が法第8条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。</p>
4	<p>(許可条件違反)</p> <p>法第7条第11項又は第8条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>
5	<p>(維持管理積立金の未積立)</p> <p>特定一般廃棄物最終処分場の設置者が法第8条の5第1項の規定による維持管理積立金を積立していないとき。</p>

別表第5 事業の停止（第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条
関係）

(1) 条例第15条の2第1号関係

区分	処分手由	停止期間
飲酒運転	(1) 酒酔い運転をした場合。	30日
	(2) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴う）。	30日
	(3) 酒気帯び運転をした場合（事故を伴わない）。	10日
	(4) 飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合。	30日
交通事故 （人身事故 を伴うも の）	(1) 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合。	30日
	(2) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	10日
	(3) 重大な過失により人に傷害を負わせた場合	10日
	(4) 人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合。	5日
その他の交 通法規違反	(1) 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等措置義務違反をした場合。	3日
	(2) 無免許運転をした場合。	5日
	(3) 業務車両の交通により、その他の反則行為を除いた交通違反をした場合。	上記に準じて決定する

(2) 条例第15条の2第2号関係

処分手由	停止期間
条例第21条第5項の規定による市処理施設への廃棄物の搬入の停止を命じられた後も、なお同条第2項に規定する基準に従わない場合。	10日

(3) 条例第15条の2第3号関係

区分	処分手由	停止期間
犯罪行為	(1) 横領、贈賄、窃盗、詐欺、恐喝、公文書偽造、傷害、麻薬・覚せい剤の所持又は使用	30日
	(2) 暴行・けんか	3日
	(3) 器物損壊	3日
	(4) その他の犯罪行為	上記に準じて決定する
廃棄物の不 適正搬入等	(1) 爆発物などの危険物、処理困難物（一時多量排出廃棄物を含む）、市域外の廃棄物若しくは産業廃棄物を処理施設に搬入又は市の指示に従わないなど不適正搬入行為等又は収集車の積載物が落下、飛散若しくはその恐れが著しくある場合	30日
	(2) 処理施設への搬入手数料逃れ又は滞納行為	30日
	(3) 反則行為	10日
	(4) 処理施設内で人身事故を起こした場合	5日
	(5) 処理施設内で施設に損害を与えた場合	3日
	(6) その他の不適正搬入	上記に準じて決定する